平成２９年（フ）第６５号
茨城県土浦市並木３丁目13番５号　五頭住宅３号室
債務者　佐藤　浩二
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第７７号
茨城県土浦市烏山４丁目2065番地２
債務者　佐藤せつ子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２４４号
さいたま市桜区大字神田188番地　ヴァンベール神山Ⅱ－103、破産申立時の住所さいたま市南区内谷７丁目14番18号502
債務者　渡部　　淳
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
さいたま市桜区大字神田188番地　ヴァンベール神山Ⅱ－103、破産申立時の住所さいたま市南区内谷７丁目14番18号502
債務者　渡部　紀代
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３３号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地３－７－205
債務者　小泉　庄一
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４５２号
埼玉県川口市赤井４丁目４番６号
債務者　鈴木麻衣子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１２号
さいたま市見沼区大字南中丸109番地４　ベルソネット大宮101
債務者　稲見　和雄
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５７６号
さいたま市中央区本町東１丁目13番14号　ピースファルハイツ103
債務者　冨田　圭乙
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５７７号
さいたま市中央区下落合７丁目４番24号　アゼリアハイツ101号
債務者　清水　惠子（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６１６号
さいたま市見沼区東大宮７丁目７番地13　ベルハイム東大宮407、旧住所さいたま市見沼区大和田町２丁目911番地　セルアーモ大和田センパ103
債務者　鈴木　列子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６１７号
埼玉県戸田市美女木１丁目15番地の７　リナス美女木205号室、旧住所埼玉県狭山市大字南入曽349番地の８
債務者　大渕智恵子（旧姓古堀）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目20番地７　アネックス蒲生第５期105号
債務者　神谷　惠子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９０号
埼玉県春日部市西金野井1704番地19
債務者　石川　恵大
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
埼玉県春日部市栄町３丁目168番地　春日部栄町団地１－405
債務者　松平　健治
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３１３号
埼玉県草加市青柳８丁目31番５－102号
債務者　小野　太郎
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
埼玉県行田市大字荒木3618番地
債務者　川嶋　章紀
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１４２号
埼玉県行田市桜町３丁目８番33号
債務者　吉池富貴子（旧姓井口）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部